

鞍手町独自支援策

国の臨時交付金による
鞍手町の独自支援策をお知らせします

詳しくは、鞍手町HPで確認を!!

鞍手町 独自支援策 検索

鞍手町役場 ☎ 42局 2111番



住民生活等の支援

① 新生児特別定額給付金

新しい命を応援します

新生児の子育て環境が経済的、心身的に厳しい状況であることを踏まえ、新生児を安心して育てることができるよう、国の特別定額給付金の基準日以降に出生した新生児を対象に新生児特別定額給付金を給付し、子育てを支援します。

給付額 新生児1人につき

10万円

対象者 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児が対象
※同期間内に鞍手町に転入した新生児も対象

申請方法 ①令和2年4月28日以降に出生している新生児には、申請書を郵送します
②転入者の場合は、役場税務住民課住民係において転入手続き等を行った際に、該当者がある場合は、保険健康課健康増進係で申請書を配付します



問い合わせ 保険健康課健康増進係 (内線: 203番)

② ごみ袋無償配付事業

家庭の経済を支援します

新型コロナウイルス感染症に伴い、在宅時間の増加や外食などの減少により家庭で過ごす時間が長くなり、家庭ごみが増加することによる家計負担を軽減するため、1世帯あたり、可燃ごみ袋(大)30枚を無償で配付します。

内容 全世帯へ

ごみ袋10枚入×3 (30枚)

配付方法 手続きは不要です。8月中旬以降ゆうパックでお届けしますが、不在の場合は不在通知が入りますので1週間以内にお受取りください
※9月下旬までに届かない場合はご連絡をお願いします

注意点 ごみ袋の配付は、ごみを積極的に出すことを促すものではありません
※従来通りごみの削減、リサイクルにご協力をお願いします



問い合わせ 農政環境課生活環境係 (内線: 354番)

③ 図書カード配付事業

未来を担う子どもたちの学習を支援します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家庭で過ごす時間が長くなる子どもたち。家庭で過ごす時間を少しでも有意義に使い、家庭学習支援や学びの機会を提供できるよう小・中学生(鞍手町に住民登録がある小・中学生等)に図書カードを配付します。

内容 児童・生徒1人につき

5千円分の図書カード

配付方法 ①町内の各小学校、中学校を通じて配付
②町内在住で町外の小・中学校に通学している場合は郵送または、学校を通じて配付

要件 鞍手町立学校に通う小・中学生及び鞍手町に住民登録があって町外の学校に通う小・中学生
※令和3年3月31日までに町内に転入する小・中学生も含まれます



問い合わせ 教育課学校教育係 (中央公民館内) ☎ 42局 7202番

④ 学校給食費の減免

子育て世帯を支援します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少する恐れのある子育て世帯の負担を軽減するため、8月から3か月分の学校給食費を減免します。

減免内容 小学生3か月1人当たり

13,500円

中学生3か月1人当たり

15,000円

その他 手続きは不要です

問い合わせ 教育課学校給食係 ☎ 42局 0441番

補正予算が可決されました

令和2年7月27日（月）に開かれた第5回臨時議会で、町の新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算が可決されました。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関連する国の臨時交付金が拡充されたことを受け、本町における独自支援策として、住民生活等への支援に加え、事業者等への支援策として家賃支援を含む事業継続や雇用維持とともに「新しい生活様式」への対応として、さまざまな取組を盛り込んだ内容となっています。

この臨時号では、これらの補正予算を中心に国の支援策や相談窓口等の情報をお知らせします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、ウイルスとの共存も視野に入れながら新しい生活様式に慣れていくことも必要になってきます。住民のみなさんにおいては、3密を避け感染防止に努めていただきますよう重ねてお願いします。

なお、今回の情報は、7月28日現在のものです。最新の情報については、随時ホームページ等でお知らせしていきます。なお、独自支援策の詳細は2、4ページのQRコード、または各担当窓口へお問い合わせください。

令和2年8月 鞍手町長 岡崎 邦博

緊急経済対策

①

プレミアム付地域振興券

地域経済の活性化を応援します

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、売り上げが減少する町内事業者の支援を目的に、商工会が発行するプレミアム付地域振興券（くらて元気エール券）の費用の一部を負担します。

この振興券は地域の活性化策の一環として町内の消費喚起を促すため、発行総額1億2,000万円に40%（リフォーム券は30%）のプレミアムがつきます。このうち商品券は、一般の商品購入に加え飲食にも利用できます。リフォーム券は家のリフォームや下水道工事等にも使用することができます。この機会を逃さず、ぜひご利用ください。

○くらて元気エール券【商品券】

▷発行冊数=9,000冊▷1冊=10,000円（500円×28枚つづり=14,000円分・40%のプレミアム率）

- ・共通券…10,000円（町内すべての登録店で利用可能）
- ・限定券…3,000円（町内の登録小規模店舗で利用可能）
- ・飲食店専用券1,000円（町内の登録飲食店で利用可能）

○くらて元気エール券【リフォーム券】

▷発行冊数=300冊▷1冊=100,000円（10,000円×13枚つづり=130,000円分・30%のプレミアム率）

※事前に施工予定のリフォーム券取扱店と打ち合わせを行い、申込書（往復はがき）に必要事項（見積額等）を記入し申し込んでください。申込書類に不備がある場合は、購入をお断りする場合があります。また、施工後、リフォーム前とリフォーム後の写真の提出が必要です。

発行総額

商品券

9,000万円

リフォーム券

3,000万円

総額 1.2億円

販売方法

事前申込方式（申込みが販売数を上回った場合は抽選で当選者を決定します）

※鞍手町に住民登録のある人

購入枚数

①くらて元気エール券【商品券】：1人10冊、10万円まで購入可能。

ただし、1世帯3人まで購入可能（30冊30万円）

②くらて元気エール券【リフォーム券】：1世帯につき80万円まで購入可能

使用期間

令和2年10月～令和3年1月末（予定）

申込方法

①所定の申込用紙（往復はがき）での事前申し込みが必要です

②申込用紙は、8月下旬頃に全世帯の郵便ポストに投函します



くらて元気エール券【登録店募集】

鞍手町商工会では、随時、新規取扱登録店の申し込みを受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。



問い合わせ 鞍手町商工会 ☎ 42局 0357番

事業者等の支援

① 中小企業等環境改善支援金

環境改善を支援します

中小企業等（個人事業者を含む）の新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を給付します。

給付額 中小企業等へ一律

10万円

要件等

- ①現に事業を営んでいる中小企業等で、町内に本社・本店等主たる事業所が所在している者
- ②確定申告の納税地が鞍手町である者
- ③事業収入で生計を維持している者

手続き等

給付には、申請手続きが必要です。申請期間、申請書類等は町ホームページ等でご確認ください



② 中小企業等事業継続支援金

事業継続を応援します

事業を継続するために金融機関から融資を受けた中小企業等を対象に30万円を限度額として、融資額の5%の額を給付します。

給付額 融資を受けた中小企業等へ

融資額の5%（限度額30万円）

要件等

- ①現に事業を営んでいる中小企業等で、町内に本社・本店等主たる事業所が所在している者
- ②確定申告の納税地が鞍手町である者
- ③指定する融資制度を活用している者

手続き等

給付には、申請手続きが必要です。申請期間、申請書類等は町ホームページ等でご確認ください



③ 中小企業等家賃支援金

事業継続を応援します

新型コロナウイルス感染症により、事業の休業要請等の影響を受け、売上げが減少した中小企業者等に対し、国の家賃支援給付金（国の給付額3分の2）の対象となった中小企業等を対象に、最大6か月分、7万5千円（家賃月額1万2,500円の6か月分）を一括給付します。

給付額 売上が減少した中小企業等へ

家賃（地代）の15分の2（限度額7万5千円）

要件等

- ①国の家賃支援給付金を受けた者
- ②現に事業を営んでいる中小企業等で、町内に本社・本店等主たる事業所が所在している者
- ③確定申告の納税地が鞍手町である者

手続き等

給付には、申請手続きが必要です。申請期間、申請書類等は町ホームページ等でご確認ください



④ 中小企業等支援業務委託

各種手続きをサポートします

新型コロナウイルス感染症関連の支援事業を円滑に進めるため、各種申請手続き等のサポート業務を鞍手町商工会へ委託します。

委託額 鞍手町商工会へ

179万円

問い合わせ ①②③④地域振興課商工振興係（内線：343番）

⑤ コミュニティバス等環境改善支援金

環境改善を支援します

「すまいるバス」や「もやいたクシー」の運行事業者に対し、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に要する費用を支援します。

給付額 すまいるバス1台当たり

15万円

もやいたクシー1台当たり

5万円

問い合わせ 地域振興課都市交通係（内線：342番）



⑥

放課後児童クラブ特別開所協力金

従事者に対し協力金を給付します

小学校の臨時休業に伴い子どもたちの居場所を確保するため、町の要請に応え、特別に午前中から開所していただきました。緊急事態宣言の中、子どもたちの命と健康、そして社会の機能を維持し、保護者の働く機会を確保するため、自らも感染するリスクを顧みず業務に取り組んでいただいた放課後児童クラブ従事者に感謝し協力金を給付します。



給付額 従事者1人当たり

5万円

問い合わせ 福祉人権課児童人権係 (内線: 241番)

社会的環境の整備

①

コンビニ交付サービスの導入

住民サービスの向上を目指します

全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや所得課税証明書などが受け取れるコンビニ交付サービスを導入し、住民サービスの向上を図ります。なお、コンビニ交付についてはマイナンバーカードが必要となります。



導入費 コンビニ交付導入費用

2,644万1千円

内容 役場に行くことができない場合でもマイナンバーカードを持っていればコンビニで住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明、所得課税証明等の交付を受けることができます

開始時期 発行開始にあたっては、広報やホームページ等でお知らせします



問い合わせ 総務課電算係 (内線: 100番) マイナンバーに関する問い合わせ 税務住民課住民係 (内線: 232番)

②

G I G Aスクール構想の実現

子どもたちの学習を支援します

国のG I G Aスクール構想を実現するための児童・生徒1人に1台のコンピューター端末の購入は、数年かけて段階的に購入する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業などに備えるため、全児童・生徒のコンピューター端末を今年度に前倒して購入し、新たな時代に対応していく教育の実現を推進していきます。

内容 児童・生徒へ

1人1台のコンピューター端末



問い合わせ 教育課学校教育係 (中央公民館内) ☎ 42局 7202番

③

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

感染防止対策を図ります

みなさんが安心して公共施設を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、衛生資材や備品を購入します。

①公共施設 体育施設、福祉センター等の公共施設の消毒液等を購入し、感染防止対策を行います

550万7千円

②避難所 災害時の避難所での検温カメラや災害用エアベッドなどを購入し、感染防止対策を行います

893万7千円

③学校 小・中学校、高等学校に感染症対策用品(非接触型体温計やマウスシールド)を購入し、感染防止対策を行います

1,620万5千円

④公民館 返却された図書室の本に消毒を行う図書消毒器を購入し、感染防止対策を行います

100万3千円

問い合わせ ①③④教育課 ☎ 42局 7200番 ②総務課安全安心係 (内線: 326番)

国の補正予算関連 (住民生活等の支援)

① ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親家庭を応援します

新型コロナウイルス感染症に関連する国の補助事業として、ひとり親家庭を支援するため給付金が支給されます。

給付額	基本給付 1 世帯	5 万円	第 2 子以降 1 人につき 3 万円	追加給付 1 世帯	5 万円
-----	-----------	-------------	------------------------	-----------	-------------

給付対象

- 基本給付 (①、②、③のいずれかに該当する人)
 - ①令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が支給される人
 - ②公的年金等を受給しており、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人
 - ④①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人は追加給付の対象

申請方法

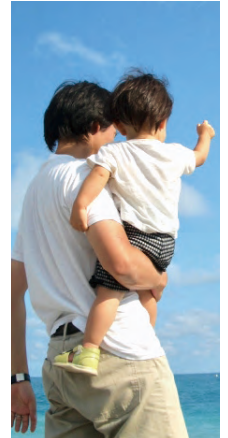
- ①に該当する人は、申請不要です
- ②、③、④に該当する人は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください

申請期間

令和 2 年 8 月 3 日 (月) から令和 3 年 2 月 26 日 (金) まで

申請先

福祉人権課児童人権係 (内線: 241 番)



問い合わせ 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎ 0120-400-903 (平日 9 時 00 分～午後 6 時 00 分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているみなさんへの税等に関する支援制度があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

町税の徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少 (前年同期比概ね 20% 以上の減少) した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予できる特例措置です。

- 期間** 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する町税について適用
- 問い合わせ** 税務住民課収納係まで

令和 3 年度固定資産税を減免

事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者が所有する建物や設備に対する令和 3 年度固定資産税を減免します。

- 対象者と減免額** 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 か月間の事業収入が対前年同期と比較して 50% 以上減少した場合は全額減免します。30% から 50% 未満の場合は 2 分の 1 に減免します。詳細や手続き等に関しては、お問い合わせください
- 問い合わせ** 税務住民課賦課係まで

国税の納税猶予

税務署に申請することにより納税が猶予される場合があります。国税を一括で納付することができない場合、税務署に申請することにより、猶予制度が適用される場合がありますので、お早めに徴収担当にお電話ください。

- 問い合わせ** 直方税務署 ☎ 22 局 0880 番まで

国民健康保険税の減免

一定程度収入が下がった世帯に対して、国民健康保険税を減免する制度があります。

- 対象者** ①または②を満たす人が対象
 - ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - ②新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入が前年比 30% 以上減少した世帯
- 問い合わせ** 税務住民課賦課係まで



国民年金保険料の免除

収入源となる業務の喪失や売上が減少した人に対して、国民年金保険料の臨時特例免除制度があります。

- 対象者** 次の①と②のいずれにも該当する人①令和 2 年 2 月以降に、収入が減少したこと、②令和 2 年 2 月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になる人
- 対象期間** 令和元年度分 (令和 2 年 2 月分から 6 月分まで) 及び令和 2 年度 (令和 2 年 7 月分から令和 3 年 6 月分まで)
- 必要書類** ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ②所得の申立書 ※①と②は日本年金機構ホームページよりダウンロード可能
- 申請方法** 保険健康課国保年金係または年金事務所窓口
- 問い合わせ** 年金加入者ダイヤル ☎ (0570) 003 局 004 番まで